

### 第 3 1 号議案

#### 京都地方税機構規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、京都地方税機構規約を次のとおり変更する。

平成 2 8 年 1 2 月 5 日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

京都地方税機構規約の一部を改正する規約

京都地方税機構規約（平成21年8月5日総行市第154号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「軽自動車税（地方税法）」を「自動車取得税、自動車税及び軽自動車税（同法）」に、「軽自動車及び」を「軽自動車又は」に、「限る」を「係るものに限る」に、「データ作成及びこれに」を「受付、税額の算定（軽自動車税に係るものを除く。）、調査及びデータの作成（軽自動車税に係るものに限る。）並びにこれらに」に改める。

別表第3項を次のように改める。

3 第4条第2号に掲げる事務に要する経費	(1) 全構成団体に負担を求めべき経費	京都府の負担金	経費の額に京都府における申告書等の処理に要する事務量を京都府及び京都府内の市町村における申告書等の処理に要する事務量（以下この項において「全体事務量」という。）で除して得た数を乗じて得た額	
		市町村の負担金	経費の額に京都府内の市町村における申告書等の処理に要する事務量を全体事務量で除して得た数を乗じて得た額に、当該市町村の申告書等処理件数に応じた事務量を京都府内の市町村の申告書等処理件数に応じた事務量で除して得た数を乗じて得た額	
	(2) 全構成団体には負担を求めない経費	京都府の負担金	京都府事務のみに要する経費の額	
		市町村の負担金	基本負担額	市町村事務のみに要する経費の額（以下この項において「市町村負担金額」という。）の100分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額
			人口割額	市町村負担金額の100分の47.5に相当する額に当該市町村の人口を京都市を除く京都府内の市町村の人口で除して得た数を乗じて得た額
			申告書等処理件数割額	市町村負担金額の100分の47.5の6分の5に相当する額に当該市町村の申告書等処理件数に応じた事務量を京都市を除く京都府内の市町村の申告書等処理件数に応じた事務量で除して得た数を乗じて得た額

			課税台数 割額	市町村負担金額の100分の47.5の 6分の1に相当する額に当該市町村の軽 自動車税の課税台数を京都市を除く京都 府内の市町村の軽自動車税の課税台数で 除して得た数を乗じて得た額
--	--	--	------------	---

別表第4項中「第4条第1号」の次に「及び第2号」を加え、「同号」を「同条第1号及び第2号」に改める。

別表の備考の3中「経費」の次に「、申告書等の処理に要する事務量」を加える。

## 附 則

(施行期日)

1 この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日から平成29年3月31日までの間は、この規約による変更後の京都地方税機構規約第4条第2号の規定にかかわらず、同号に掲げる広域連合の処理する事務（この規約による変更前の京都地方税機構規約第4条第2号に掲げる事務を除く。）は、同号に掲げる事務の準備行為とする。

3 前項の準備行為に係る経費の支弁の方法については、なお従前の例による。

## 京都地方税機構規約の変更について

- 1 京都地方税機構が処理する事務に、新たに自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の受付業務等の課税事務を追加すること。
- 2 今回新たに追加する事務に要する経費について、構成団体間の負担割合を定めること。
- 3 この規約は、総務大臣の許可の日から施行すること。